

茨木テニスクラブ規約

第1条 (名称・運営)

本クラブは茨木テニスクラブ (以下「クラブ」という。) と称し、クラブは、株式会社ヤマサンコーポレーション (以下「会社」という。) が運営管理する。

第2条 (目的)

クラブは、テニスを通じて会員の健康増進、心身の育成、会員相互の親睦を図るとともに、地域社会におけるスポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (会員及び会員種別)

会員とは、クラブ所定の手続きを経て会員資格を取得したものをいい、会員種別とは、クラブ会員、スクール会員をいう。

第4条 (入会資格)

クラブへの入会資格は、次の事項を全て満たすこととする。

1. 本規約及び別途クラブの定める事項 (以下併せて「本規約等」という。) を遵守すること。
2. 所定の入会金、会費等の諸費用を遅滞なく支払うこと。
3. クラブの秩序を乱す行為、他の会員への迷惑行為を行わないこと。
4. 過去、現在及び将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団またはその他これらに準ずるもの (以下「反社会的勢力」という。) に該当しないことを保証すること。

第5条 (入会手続)

入会希望者は、前条の全てを満たすことを確認し、規約承認のうえ、クラブ所定の申込書を提出して申し込むものとする。

第6条 (会員の権利および義務)

会員は、本規約等を遵守のうえ、会員種別毎に定められた範囲において、クラブの提供するサービスを受け施設を利用することができる。

第7条 (会員証)

クラブは、記名式の会員証を発行する。クラブ利用の際には、フロントにこれを提示しなければならない。なお、会員証の貸与、譲渡、名義変更及び質権の設定は認めない。又、会員証を紛失した場合は、速やかに再発行の申請のうえ、所定の再発行手数料を支払うものとする。

第8条 (会員資格の譲渡・相続)

会員資格は、会員本人限りとし、その地位を譲渡または相続することはできないものとする。

第9条 (会員資格の停止・除名)

クラブは、会員が次の事項のいずれかに該当する場合、当該会員の会員資格を一定期間停止または除名することができるものとする。

1. クラブ所定の申込書に虚偽の記載があったとき。
2. 本規約等に違反したとき。
3. クラブ及び会社の名誉、信用を著しく傷つけたとき。
4. クラブの秩序を乱し、他の会員に迷惑行為を行ったとき。
5. 会費等の支払いを怠ったとき。
6. その他、停止または除名が妥当であるとクラブが判断したとき。

第10条 (会費等)

入会金、会費、各種利用料、その他の料金 (以下「会費等」という。) は、別途定める料金表のとおりとする。

第11条 (会費等の変更・返還)

会費等は、物価の高騰、その他経済情勢の変動を鑑み、クラブの決定に基づき変更実施の3カ月前までに予告し、合理的な範囲で変更することができるものとする。なお、一度支払われた会費等は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

第12条（変更）

会員は、入会申込書等の書類に記載した内容に変更があった場合には、クラブに対し、速やかに変更内容を申し出るものとする。なお、会費等の変更を伴うものについては、変更月の前月5日までに所定の変更手続きを行うものとする。

第13条（休会）

会員が休会する場合は、休会月の前月5日までに所定の手続きを行うことによって休会することができる。なお、休会中は、別途定める休会費を支払うものとする。

第14条（退会）

会員が退会する場合は、以下の各号のとおり、所定の退会手続きを行うことによって退会することができる。

(1) 毎月5日までの退会手続きの場合 同月末日をもって退会とする。

(2) 毎月6日以降の退会手続きの場合 翌月末日をもって退会とする。

第15条（会員の損害賠償責任）

会員の施設利用の際、会員の責めに帰すべき事由によりクラブまたは第三者に損害を与えた場合、速やかに賠償の責に任ずるものとする。

第16条（個人情報の取扱い）

クラブは、クラブの保有する会員の個人情報を法令に基づき適切に管理し、クラブの運営及び会員のクラブ利用上、必要な範囲内においてのみ使用するものとする。

第17条（免責条項）

クラブは、クラブに故意または過失がある場合を除き、コート利用中の事故及びクラブ施設内で発生した事故、死亡、障害、盗難、紛失等については一切の責任を負わないものとする。

第18条（営業時間の変更および営業の休止）

クラブは、天災地変及び著しい社会情勢の変化、その他クラブが必要と認める事由が生じた場合、クラブの営業時間の変更、営業の全部もしくは一部の休止をすることができるものとする。

第19条（クラブの閉鎖）

会社は、前条の不可抗力による場合を除き、クラブおよび会社運営上においてやむを得ない事由が生じた場合、会員に対し3カ月前に予告することにより無条件にクラブの閉鎖をすることができるものとする。

第20条（規約の変更）

1. 会社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本規約等を随時変更できるものとする。本規約等が変更された後の会員のクラブの利用においては、変更後の本規約等が適用されるものとする。
 - (1) 本規約等の変更が、会員の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約等の変更が、入会契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 会社は、本規約等の変更を行う場合は、1カ月前まで（ただし、会費等の変更に関するものについては3カ月前まで）に、変更後の本規約等の内容及び効力発生時期を会員に通知するものとする。通知の方法は、クラブホームページまたは施設内の掲示をもってし、その効力は、通知をもってすべての会員に及ぶものとする。
3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約等の変更の周知後に会員がクラブを利用した場合または会社所定の期間内に会員が退会の手続をとらなかった場合、当該会員は本規約等の変更に同意したものとする。

（附則）

1. 本規約は、令和5年6月1日より発効、施行する。
2. 本規約の施行に伴い、従前の茨木テニスクラブ規約、及び茨木テニススクール校則・規約は廃止する。